

駐車場法施行令の一部を改正する政令案に係る  
パブリックコメントの募集について

平成30年11月  
国土交通省

国土交通省では、別紙のとおり、「駐車場法施行令の一部を改正する政令案」の制定を検討しています。このため、広く国民の皆様から本案に対するご意見を以下の要領で募集致します。

<募集要領>

- 意見募集の対象  
駐車場法施行令の一部を改正する政令案について（別紙参照）
- 意見の送付方法  
下記の意見提出様式に記入の上、次のいずれかの方法で送付願います。
  1. 電子メールの場合（テキスト形式をお願いします）  
メールアドレス：hqt-gairokikakuhousei@ml.mlit.go.jp  
国土交通省都市局街路交通施設課 パブリックコメント担当 宛
  2. 郵送の場合  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省都市局街路交通施設課 パブリックコメント担当 宛
  3. FAXの場合  
FAX番号：03-5253-1592  
国土交通省都市局街路交通施設課 パブリックコメント担当 宛
- 意見募集の期間  
平成30年11月21日（水）～平成30年12月20日（木）必着
- 注意事項
  - ※ 頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対して個別の回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。
  - ※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見の受付は対応致しかねますので、あらかじめその旨ご承知おき下さい。
  - ※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、あらかじめその旨ご承知おき下さい。

<b>【お問い合わせ先】</b> 国土交通省都市局街路交通施設課 パブリックコメント担当 電話番号 03-5253-8416
---

(意見提出様式)

国土交通省都市局街路交通施設課 パブリックコメント担当 宛

駐車場法施行令の一部を改正する政令案に対する意見

1. 氏 名
2. 会社名／部署名
3. 住 所
4. 電話番号
5. 電子メールアドレス
6. 意 見  
(該当箇所)

(意 見)

(理 由)